

八代市地域公共交通会議設置要綱（平成 2 1 年八代市告示第 3 4 号）新旧対照表

地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の改正・施行に伴う改正

改正案	現 行
<p>(設置)</p> <p>第 1 条 道路運送法（昭和 2 6 年法律第 1 8 3 号）の規定に基づき、地域住民の生活に必要な旅客輸送の確保その他の旅客の利便の増進を図るために必要となる事項を協議するとともに、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成 1 9 年法律第 5 9 号）第 6 条第 1 項の規定に基づき、<u>地域公共交通計画</u>（以下「<u>交通計画</u>」という。）の作成に関する協議及び<u>交通計画</u>の実施に係る連絡調整を行うため、本市に地域公共交通会議を設置する。</p> <p>(所掌事務)</p> <p>第 4 条 交通会議は、次に掲げる事項について協議を行う。</p> <p>(1) <u>交通計画</u>の策定及び変更の協議に関する事項</p> <p>(2) <u>交通計画</u>の実施に係る連絡調整に関する事項</p> <p>(3) <u>交通計画</u>に位置付けられた事業の実施に関する事項</p> <p>(4) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様及び運賃、料金等に関する事項</p> <p>(5) 市町村運営有償運送の必要性及び旅客から収受する対価に関する事項</p> <p>(6) 交通会議の運営方法その他交通会議が必要と認める事項</p>	<p>(設置)</p> <p>第 1 条 道路運送法（昭和 2 6 年法律第 1 8 3 号）の規定に基づき、地域住民の生活に必要な旅客輸送の確保その他の旅客の利便の増進を図るために必要となる事項を協議するとともに、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成 1 9 年法律第 5 9 号）第 6 条第 1 項の規定に基づき、<u>地域公共交通網形成計画</u>（以下「<u>形成計画</u>」という。）の作成に関する協議及び<u>形成計画</u>の実施に係る連絡調整を行うため、本市に地域公共交通会議を設置する。</p> <p>(所掌事務)</p> <p>第 4 条 交通会議は、次に掲げる事項について協議を行う。</p> <p>(1) <u>形成計画</u>の策定及び変更の協議に関する事項</p> <p>(2) <u>形成計画</u>の実施に係る連絡調整に関する事項</p> <p>(3) <u>形成計画</u>に位置付けられた事業の実施に関する事項</p> <p>(4) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様及び運賃、料金等に関する事項</p> <p>(5) 市町村運営有償運送の必要性及び旅客から収受する対価に関する事項</p> <p>(6) 交通会議の運営方法その他交通会議が必要と認める事項</p>